

答申第 200 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 12 月 20 日付けで諮問された生涯スポーツ振興会議運営費補助金執行伺票等一部非公開の件（諮問第 159 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

(1) 実施機関が、次に掲げる部分を非公開としたことは、妥当である。

ア 特定の振興会議の事務局運営費補助金執行伺票・支出命令票のうち事務局長の給与額が判明する部分

イ 特定の委員会及び特定の期成会の金融機関の通帳のうち、銀行担当者の印影

(2) 実施機関が、次に掲げる文書を管理又は保存していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

ア 特定の振興会議及び特定の連盟の金融機関の通帳

イ 特定の振興会議の平成6年度以前の事務局運営費補助金執行伺票・支出命令票

ウ 特定の委員会、特定の期成会及び特定の連盟の事業費補助金執行伺票及び事務局運営費決算関係書類

## 2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、平成12年9月25日付けで行った次に掲げる処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

ア 次に掲げる文書（以下「本件一部非公開文書」という。）を神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に該当するとして一部非公開とした処分

(ア) 特定の振興会議の平成7年度から平成10年度までの事務局運営費補助金執行伺票・支出命令票

(イ) 特定の委員会の金融機関の通帳

(ウ) 特定の期成会の金融機関の通帳

イ 次に掲げる文書（以下「本件公開拒否文書」という。）は、存在しないとして、公開を拒んだ処分

(ア) 特定の振興会議の金融機関の通帳（以下「特定の振興会議通帳」と

いう。)

(イ) 特定の振興会議の平成6年度以前の事務局運営費補助金執行伺票・支出命令票(以下「特定の振興会議の平成6年度以前の執行伺票等」という。)

(ウ) 特定の委員会の事業費補助金執行伺票及び事務局運営費決算関係書類(以下「特定の委員会執行伺票等」と総称する。)

(エ) 特定の期成会の事業費補助金執行伺票及び事務局運営費決算関係書類(以下「特定の期成会執行伺票等」と総称する。)

(オ) 特定の連盟の金融機関の通帳(以下「特定の連盟通帳」という。)

(カ) 特定の連盟の事業費補助金執行伺票及び事務局運営費決算関係書類(以下「特定の連盟執行伺票等」と総称する。)

## (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 県教育委員会は、本件一部非公開文書に条例第5条第1号に該当する部分があるとして一部非公開をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 県教育委員会は、本件公開拒否文書について不存在を理由に公開拒否決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

団体に対する県補助金等を含めて県費支出は、神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱等に基づき執行され、補助金交付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年保存を補助条件としており、また、県行政文書管理規則は県費支出に関する行政文書の保存期間を5年間と定めており、実施機関は、公開決定の際は引継文書も確認して公開決定に臨むべき義務がある。

ウ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

## 3 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

( 1 ) 本件一部非公開文書について

本件一部非公開文書の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書名称	非公開情報
特定の振興会議の平成7年度から平成10年度までの事務局運営費補助金執行伺票・支出命令票	事務局長の給与額が判明する部分 (以下「本件事務局長給与額等」という。)
特定の委員会の金融機関の通帳	銀行担当者の印影
特定の期成会の金融機関の通帳	

( 2 ) 一部非公開部分について

本件一部非公開文書のうち、本件事務局長給与額等及び銀行担当者の印影は、個人に関する情報であるため、条例第5条第1号の規定に基づき非公開としたものである。

( 3 ) 本件公開拒否文書の存否について

ア 特定の振興会議通帳については、特定の振興会議は、県教育委員会とは別の団体であって、当該文書を実施機関では管理していないため、存在しない。

イ 特定の振興会議の平成6年度以前の執行伺票等については、保存期間満了により既に廃棄済みであるため、存在しない。

ウ 特定の委員会執行伺票等、特定の期成会執行伺票等、特定の連盟通帳及び特定の連盟執行伺票等については、特定の委員会、特定の期成会及び特定の連盟に対して県教育委員会から補助金は支出されておらず、また、各団体は県教育委員会とは別の団体であって、当該文書を実施機関では管理していないため、存在しない。

#### 4 審査会の判断理由

( 1 ) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

( 2 ) 本件一部非公開文書に関する条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護

という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件一部非公開文書のうち、本件事務局長給与額等及び銀行担当者の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件一部非公開文書のうち、本件事務局長給与額等及び銀行担当者の印影は、条例第 5 条第 1 号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について

a 条例第 5 条第 1 号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

b 本件事務局長給与額等は、事業実績報告書に添付された給与額一覧表等に記載されたものであるが、当該情報は既に公開されている

他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報である。また、特定の振興会議において当該情報を一般に公表している事実は認められない。

c 銀行担当者の印影は、特定の委員会及び特定の期成会の金融機関の通帳に押印されている銀行担当者の印影であって、当該印影が、一般に公にされている事実は認められない。

d 以上のことからすると、本件事務局長給与額等及び銀行担当者の印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないので、同号ただし書イに該当しないと判断する。

### (3) 本件公開拒否文書の存否について

#### ア 特定の振興会議通帳について

(ア) 実施機関は、特定の振興会議は、県教育委員会とは別の団体であって、当該文書は実施機関が管理する行政文書には当たらない旨説明している。

(イ) 条例第3条は、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定している。

(ウ) 特定の振興会議は、県市町村の関係職員、体育・スポーツ関係団体の役職員、学識経験者等で構成されており、また、事務局職員についても実施機関の職員及び体育・スポーツ関係団体の職員等が従事していたことからすると、県教育委員会とは別個の独立した団体であったと認められる。

そして、実施機関の職員が特定の振興会議の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため職務専念義務の免除（以下「職専免」という。）を受けており、さらに特定の振興会議の事務局は実施機関の事務室とは別の場所で業務を行っていたことが認められる。

したがって、特定の振興会議の文書は、実施機関が管理する行政文

書とは別に特定の振興会議の文書として管理されていたものと認められる。

- (エ) 以上のことからすると、特定の振興会議において管理している文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成又は取得し、実施機関が管理する文書とは認められない。

したがって、特定の振興会議通帳を実施機関で管理していないため、文書は存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。

イ 特定の振興会議の平成6年度以前の執行伺票等について

- (ア) 実施機関は、特定の振興会議の平成6年度以前の執行伺票等は保存期間満了により既に廃棄済みであるため、存在しない旨説明する。

- (イ) 当審査会が調査したところ、特定の振興会議の設立は平成3年度であり、平成6年度以前の分としては、平成3年度から平成6年度までの特定の振興会議の運営費補助金執行伺票・支出命令票が該当すると認められる。当審査会において神奈川県教育庁等文書管理規程を確認したところ、平成3年度から平成5年度までの文書については、平成11年3月31日に廃止された神奈川県教育庁等文書管理規程(昭和58年神奈川県教育委員会教育長訓令第2号)が適用されるが、同規程第47条第2項の「5年に属する文書の項」で「(11) 予算、収入及び支出に関する文書(3年に属する文書の項第7号に掲げるものを除く。)」は、保存期間を5年とするものと規定されている。また、平成6年度の文書については、平成11年4月1日に施行し、平成12年3月31日に改正される前の神奈川県教育庁等行政文書管理規程(平成11年神奈川県教育委員会教育長訓令第14号)が適用されるが、同規程第55条第2項の「5年に属する行政文書の項」で「(11) 予算、収入及び支出に関する行政文書(3年に属する文書の項第7号に掲げるものを除く。)」は、保存期間を5年とするものと規定されている。

したがって、特定の振興会議の平成6年度以前の執行伺票等の保存期間はいずれも5年であることが認められ、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

ウ 特定の委員会執行伺票等、特定の期成会執行伺票等、特定の連盟通帳

及び特定の連盟執行伺票等について

(ア) 実施機関は、特定の委員会、特定の期成会及び特定の連盟に対して県教育委員会から補助金は支出されておらず、また、各団体は県教育委員会とは別の団体であって、特定の委員会執行伺票等、特定の期成会執行伺票等、特定の連盟通帳及び特定の連盟執行伺票等を実施機関では管理していないため、存在しない旨説明する。

(イ) 特定の委員会は、県教育委員会及び県内各町村教育委員会で構成され、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。

また、実施機関の職員が特定の委員会の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため職専免を受けており、さらに特定の委員会の文書は特定の委員会の事務局業務に従事する実施機関の職員が実施機関の管理する行政文書とは別に特定の委員会の文書として管理していることが認められる。

(ウ) 特定の期成会は、県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成され、その役員も市町村教育委員会の職員が就任しており、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。

また、実施機関の職員が特定の期成会の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するため、職専免を受けており、さらに特定の期成会の文書は特定の期成会の事務局業務に従事する実施機関の職員が実施機関の管理する行政文書とは別に特定の期成会の文書として管理していることが認められる。

(エ) 特定の連盟は、県教育委員会、県内各市町村教育委員会及び学識経験者等で構成され、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。

また、事務局も実施機関内に設置されておらず、実施機関の職員は事務局の業務に従事していないことが認められる。

(オ) 以上のことからすると、特定の委員会、特定の期成会及び特定の連盟において管理している文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成又は取得し、実施機関において管理する文書とは認められない。

(カ) また、特定の委員会、特定の期成会及び特定の連盟に対して県教育委員会から補助金が支出されている事実は認められない。

(キ) 以上のことからすると、特定の委員会執行伺票等、特定の期成会執行伺票等、特定の連盟通帳及び特定の連盟執行伺票等は管理していないため、文書は存在しないとする実施機関の説明は、首肯できる。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 12 月 20 日	諮問
平成 13 年 2 月 5 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 7 月 12 日 ( 第 36 回部会 )	審議
10 月 12 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
10 月 26 日 ( 第 39 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成16年12月20日現在)(五十音順)